

地震に強い住まいにしませんか 建築物の耐震化をさらに応援します

昭和56年(1981年)6月の建築基準法の改正で耐震基準が強化されましたが、昭和56年5月31日以前に着工した建築物は「旧耐震設計基準」で設計されているため、耐震診断で地震に対する安全性を調べるのが重要です。

区では、昭和56年5月31日以前に着工した建築物を対象に、建築物の耐震診断や耐震改修工事への補助など、耐震化支援事業を進めています。首都直下地震による被害を最小限にし、地震に強い住まいをつくるため、区の支援事業をご活用ください。

【問合せ】地域整備課(本庁舎7階) ☎(5273)3829・FAX(3209)9227へ。



特定緊急輸送道路沿道の建築物は 耐震診断費への補助を1年延長しました

緊急輸送道路は震災時の円滑な救助や物資輸送を担い、応急活動の中心となる防災拠点をつなぐ重要な道路です。

東京都の条例により、緊急輸送道路のうち特に耐震化が必要な道路を「特定緊急輸送道路」とし、沿道の建築物に耐震診断を義務付けて、重点的に耐震化を進めています。

● 区内の特定緊急輸送道路

特定緊急輸送道路図は、地域整備課で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

- ▶ 甲州街道、▶ 新宿通り(国道20号の区間)、▶ 目白通り、▶ 新青梅街道、▶ 青梅街道、▶ 公園通り(都庁第一・第二本庁舎と新宿中央公園の間の道路)、▶ 靖国通

り(青梅街道～区役所第1分庁舎前の一部区間)、
▶ 首都高速道路(4号線・5号線・中央環状線)

● ● ● 区の耐震化支援 ● ● ●

区では、特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修工事費の一部を補助しています。

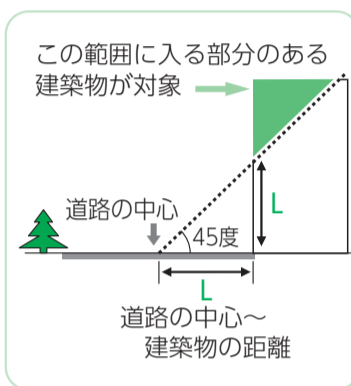
耐震診断への補助は25年度までの完了分としていましたが、耐震改修促進法の改正で耐震診断が義務付けられたことから、補助期間を1年延長し、26年度までの完了分としました。

補助要件・金額等詳しくは、地域整備課へお問い合わせください。

● 補助の対象

次の全てに該当していることが要件です。

- ▶ 敷地が特定緊急輸送道路に接している
- ▶ 昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した
- ▶ 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造のいずれか
- ▶ 建築物の高さが、道路の中心から建築物までの距離を超えている(右図)



● 補助期間

- ▶ 耐震診断、補強設計…26年度までの完了分
- ▶ 耐震改修工事、除却・建て替え工事…27年度までの完了分

非木造建築物の耐震化に補助しています

建築物の耐震化は、まず耐震診断を実施し、建築物にどれくらいの耐震性能があるかを総合的に判断します。そして、その結果に基づき、耐震改修工事を実施します。今回は、非木造建築物の耐震化支援事業を紹介します。

● 補助の対象

昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

◎ 次のいずれかに該当していることが要件です。

- ▶ 延べ面積の2分の1以上を住宅・共同住宅等として使用している建築物
- ▶ 特定建築物(病院・学校等の災害時に重要な機能を果たす施設、百貨店・飲食店・事務所等の災害時に多数の利用者に危険が及ぶ恐れがある施設)
- ▶ 震災時等に応急活動の中心となる防災拠点を結ぶ緊急輸送道路沿道で、建築物の高さが道路の中心から建築物までの距離を超えている建築物(事務所や店舗なども対象)

まで)。管理組合での合意形成の方法や、耐震改修工事に向けたアドバイスも行います。

調査の結果、耐震診断の必要性が明らかな建築物には、簡易な耐震診断を行います(構造図がない場合は診断できません)。

耐震診断・補強設計への補助

耐震診断や補強設計に掛かる費用の一部を補助します。区が指定した機関で、耐震診断・補強設計の評定等を受ける必要があります。補助には、面積当たりの上限額があります。

● 補助金額

耐震診断費用または補強設計費用×3分の2(消費税等を除く。上限額は200万円)

※ 補助の対象となる方への要件があります。詳しくは、地域整備課へお問い合わせください。

※ 特定緊急輸送道路沿道の建築物は、上記の補助制度も同時に利用できます。

耐震改修工事への補助

耐震診断・補強設計に基づき改修工事を行う場合、費用の一部を補助します。補助金額は下表のとおりです。面積当たりの上限額があります。要件等詳しくは、地域整備課へお問い合わせください。

建築物の用途等	補助金額
【住宅】延べ面積の2分の1以上を住宅・共同住宅等として使用している建築物	耐震改修工事費×23%×3分の2(上限額は4,000万円)
【マンション】共同住宅のうち、延べ面積1,000㎡以上かつ3階建て以上の建築物	耐震改修工事費×23%×3分の2(上限額は4,000万円)
【特定建築物】敷地に接する道路の中心線までの敷地面積が500㎡以上の建築物	耐震改修工事費×23%×3分の2(上限額は1,000万円)
【防災上特に重要な特定建築物】特定建築物のうち「災害時救急・医療活動を行う病院」「一次避難所となる学校」	耐震改修工事費×23%×3分の2(上限額は2,000万円)
【緊急輸送道路沿道の建築物】緊急輸送道路沿道にあり、建築物の高さが道路の中心から建築物までの距離を超えている建築物	耐震改修工事費×3分の2(上限額は1億円)

※ 耐震改修工事への補助金額 ※ いずれも消費税等を除く

木造住宅の耐震化にも補助しています

昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅等を対象に、耐震化を支援しています。要件等詳しくは、地域整備課へお問い合わせください。

● ステップ1 予備耐震診断(無料)

専門の技術者(建築士)が、建築物の耐震性能を簡易診断します。

● ステップ2 耐震診断・補強設計への補助

ステップ1の結果、耐震補強が必要となり、詳細な耐震診断を実施して補強設計する場合、15万円(消費税等を除く)を上限に補助します。

● ステップ3-① 耐震改修工事への補助

ステップ2に基づいて耐震改修工事を実施する場合、工事費用を補助します。補助要件・金額等は、お問い合わせください。

● ステップ3-② 工事監理への補助

ステップ2に基づいて区の耐震診断登録員が工事監理を実施する場合、8万円(消費税等を除く)を上限に費用の一部を補助します。

パンフレット 地震に強いあなたの住まい 耐震化を進めるために ご活用ください

耐震診断から耐震改修工事までの流れ、実際に工事をした住宅の事例などをまとめました。区の耐震化支援事業も、詳しくご紹介しています。

※ 地域整備課(本庁舎7階)・特別出張所で配布しています。新宿区ホームページでもご案内しています。

地震に強い! 応援!
あなたの住まい

